

都市建設委員会審査日程表

日 時 令和6年3月4日（月）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

- 第1 議案第25号 令和6年度流山市水道事業会計予算
- 第2 議案第26号 令和6年度流山市下水道事業会計予算
- 第3 議案第27号 令和5年度流山市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第4 議案第29号 流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第23号 令和6年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
- 第6 議案第24号 令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第30号 権利の放棄について
- 第8 議案第28号 流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 所管事務の継続調査について

令和6年度 流山市水道事業会計予算（案） 概要

令和6年第1回定例会
都市建設委員会
議案第25号（資料）

【収益的収支】

(税込み) (単位：千円)

区分	項目	R6年度予算額		R5年度予算額		対前年度比較		説明	明	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)			
収	営業収益	給水収益	3,605,001	89.95%	3,546,673	89.80%	58,328	1.64%	令和6年度末 給水人口 214,512人 給水栓数 95,088栓 令和5年度末 給水人口 211,530人 給水栓数 93,297栓 (見込み) 年間給水量 20,454,455m ³ 年間有収水量 19,544,080m ³ (見込み) 年間給水量 20,201,931m ³ 年間有収水量 19,302,795m ³ 有収率 95.55% 給水普及率 99.60% 有収率 95.55% 給水普及率 99.60%	
		他会計負担金	95,643	2.39%	94,488	2.39%	1,155	1.22%	・水道料金 令和5年度決算見込 3,581,549,856円 × 1.0034 (伸び率0.34%) = 3,593,727,126円 ・臨時水道料金 令和5年度上半期実績 5,124,943円 × 2 × 1.1 = 11,274,874円	
		その他営業収益	9,374	0.23%	9,693	0.25%	△ 319	△ 3.29%	・下水道使用料徴収業務負担金 89,801千円 ・消火栓維持管理経費負担金5,842千円 (維持管理費：5,486千円、事務費：356千円)	
		小計	3,710,018	92.57%	3,650,854	92.44%	59,164	1.62%	・設計審査等給水装置関係手数料等 1,567件分 8,618千円 ・指定給水装置工事事業者更新手数料 45件分 450千円 他	
	営業外収益	受取利息	1,350	0.03%	1,395	0.03%	△ 45	△ 3.23%	・定期預金利息	
		他会計補助金	463	0.01%	456	0.01%	7	1.54%	・児童手当補助金	
		長期前受金戻入	290,822	7.26%	290,054	7.34%	768	0.26%	・資産の減価償却費に係る補助金等の戻入	
		雑収益	5,373	0.13%	6,968	0.18%	△ 1,595	△ 22.89%	・下水道事業会計負担金 3,523千円 他	
	特別利益	0	0.00%	0	0.00%	0	-	・特別利益		
	合計	4,008,026	100.00%	3,949,727	100.00%	58,299	1.48%			

費	人件費	183,826	5.30%	181,046	5.34%	2,780	1.54%	・職員19名分(管理者を含む)の人件費 165,022千円 ・会計年度任用職員7名分の人件費 18,602千円 ・上下水道事業運営審議会2回分の報酬 202千円	
	動力費	214,205	6.18%	202,612	5.97%	11,593	5.72%	・4浄水場(取水井戸を含む)電気料、ガス料金	
	修繕費	137,143	3.96%	152,945	4.51%	△ 15,802	△ 10.33%	・浄水場施設修理(2浄水場) 13,292千円 ・配水管及び給水管等漏水修理(令和4年度実績291件) 57,000千円 ・消火栓修理 5,486千円 ・漏水修理に伴う道路舗装復旧(令和4年度実績86件) 22,000千円 ・水道メーター交換施工委託関連修繕費(138件) 3,060千円 ・検定期間満了水道メーター費(15,962個) 33,885千円 他	
	受水費	1,142,766	32.98%	1,145,885	33.77%	△ 3,119	△ 0.27%	・北千葉広域水道企業団からの受水(基本水量=16,425,000m ³ 、使用水量=16,425,000m ³) 1,138,253千円《基本単価 53円/m ³ 、使用単価 10円/m ³ 》 (参考 前年度：基本単価 53円/m ³ 、使用単価 10円/m ³) ・不要水使用に伴う追加受水 2,000m ³ ×63円/m ³ ×30日×1.1=4,158千円 ・柏市からの分水 355千円	
	委託料	565,845	16.33%	483,128	14.24%	82,717	17.12%	・水道料金徴収等業務委託料177,765千円 ・浄水場運転及び維持管理等委託料(4浄水場) 145,464千円 ・上下水道関連漏水修理及び受付等業務委託料 94,270千円 ・水道メーター関連業務委託料 66,526千円 他	
	その他営業費用	96,321	2.78%	90,045	2.65%	6,276	6.97%	・上記営業費用項目以外の経費(手数料:36,432千円、通信運搬費:23,128千円、備消耗品費:5,983千円、 負担金:8,244千円、賃借料:11,577千円、光熱水費:5,536千円 他)	
	減価償却費	961,665	27.75%	955,523	28.16%	6,142	0.64%	・構築物、機械及び装置等の有形固定資産減価償却費	
	資産減耗費	3,000	0.09%	3,000	0.09%	0	0.00%	・配水管撤去費	
	小計	3,304,771	95.37%	3,214,184	94.73%	90,587	2.82%		
	営業外費用	128,374	3.71%	145,658	4.30%	△ 17,284	△ 11.87%		
企業債利息	98,340	2.84%	106,456	3.14%	△ 8,116	△ 7.62%	・企業債利息(財政融資資金借入金利息：60,624千円、地方公共団体金融機構借入金利息：37,716千円)		
支払消費税	30,000	0.87%	39,171	1.16%	△ 9,171	△ 23.41%	・支払消費税		
雑支出	34	0.00%	31	0.00%	3	9.68%	・雑支出		
特別損失	1,644	0.05%	3,145	0.09%	△ 1,501	△ 47.73%	・過年度損益修正損 1,600千円 ・災害損失 44千円		
予備費	30,000	0.87%	30,000	0.88%	0	0.00%	・予備費		
合計	3,464,789	100.00%	3,392,987	100.00%	71,802	2.12%			

収益的収支差引(税込み) 543,237千円 556,740千円 △ 13,503千円

当年度損益(税抜き) 432,495千円 452,468千円 △ 19,973千円

令和6年度 流山市水道事業会計予算(案) 概要

令和6年第1回定例会
都市建設委員会
議案第25号 (資料)

【資本的収支】

(税込み) (単位:千円)

区分	項目	R6年度予算額		R5年度予算額		対前年度比較		説明	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)		
収入	企業債	465,000	46.01%	238,000	27.30%	227,000	95.38%	・水道事業債 465,000千円(おたかの森浄水場新設配水池築造事業)	
	工事負担金	107,180	10.61%	170,830	19.60%	△ 63,650	△ 37.26%	・つくばエクスプレス沿線整備に伴う区画整理事業者からの工事負担金 運動公園周辺地区 107,180千円	
	給水申込納付金	434,610	43.01%	458,700	52.62%	△ 24,090	△ 5.25%	【令和5年度より収益的収入から資本的収入に科目変更】 ・新設 1,502件 423,940千円 ・口径変更 65件 10,670千円 (令和4年度実績 新設 1,742件 464,827千円、口径変更 98件 18,458千円)	
	他会計負担金	3,658	0.36%	4,190	0.48%	△ 532	△ 12.70%	・消火栓設置工事負担金(5基分:3,435千円、事務費223千円)	
	他会計補助金	107	0.01%	0	0.00%	107	皆増	・児童手当補助金	
	合計	1,010,555	100.00%	871,720	100.00%	138,835	15.93%		
支出	水道メーター費	10,158	0.37%	10,407	0.45%	△ 249	△ 2.39%	・新設 9,628千円 2,206個 ・口径変更 530千円 136個	
	諸設備費	2,654	0.10%	0	0.00%	2,654	皆増	・上下水道局オストメイト対応トイレ設置工事 2,654千円	
	原水及び浄水施設費	944,200	34.44%	486,854	20.82%	457,346	93.94%	委託料 ・浄水場更新事業業務委託 23,309千円(西平井浄水場水処理施設修正設計業務委託ほか) ・浄水場中央監視システム更新事業業務委託料 15,365千円 工事請負費 ・浄水場整備工事(おたかの森浄水場) 777,127千円 ・浄水場改修工事(東部浄水場) 31,350千円 ・井戸更正工事(西平井1号井) 97,049千円	
	配水施設費	1,065,710	38.87%	963,491	41.20%	102,219	10.61%	委託料 ・配水管改良工事实施設計委託料 6,028千円 ・技術支援業務委託料 57,630千円 他 工事請負費 ・主要配水管改良工事 227,808千円 3本 布設延長 L=916.4m ・配水管改良工事 老朽管等改良 273,812千円 7本 布設延長 L=2,261.1m 下水道工事に伴う配水管改良 469,722千円 9本 L=3,383.9m ・舗装本復旧工事 28,710千円 2本 A=3,076㎡ 他	
	小計	2,022,722	73.78%	1,460,752	62.47%	561,970	38.47%		
	レック ス沿線 整備 事業 費	運動公園周辺地区工事費	119,975	4.38%	236,110	10.10%	△ 116,135	△ 49.19%	・配水管拡張工事 119,975千円 4本 布設延長=2,105m
		つくばエクスプレス沿線整備事務費	21,158	0.77%	18,103	0.77%	3,055	16.88%	・職員3名分の人件費及び事務費
		小計	141,133	5.15%	254,213	10.87%	△ 113,080	△ 44.48%	
		企業債償還金	547,735	19.98%	593,538	25.38%	△ 45,803	△ 7.72%	・企業債償還金(財政融資資金償還金 302,414千円、地方公共団体金融機構資金償還金 245,321千円)
		予備費	30,000	1.09%	30,000	1.28%	0	0.00%	・予備費
	合計	2,741,590	100.00%	2,338,503	100.00%	403,087	17.24%		

資本的収支差引(税込み) △ 1,731,035千円 △ 1,466,783千円 比較 △ 264,252千円

支出総額(収益的支出+資本的支出) 6,206,379 5,731,490 474,889 8.29

不足額については、当年度分損益勘定留保資金 964,699千円、減債積立金 547,735千円、建設改良積立金 71,102千円及び消費税資本的収支調整額 147,499千円で補填する。

令和6年度 流山市下水道事業会計予算(案) 概要

令和6年第1回定例会
都市建設委員会
議案第26号 (資料)

【収益的収支】

(税込み) (単位:千円)

区分	項目	R6年度予算額		R5年度予算額		対前年度比較		説	明
		金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	金額(千円)	増減率		
収 益	営業収益								
	下水道使用料	2,607,416	64.46%	2,516,304	64.36%	91,112	3.62%	令和6年度末 処理区域内人口:205,000人 (見込み) 年間処理水量:23,600,000m ³ 年間有収水量:19,116,000m ³ 有収率:81.0% 普及率:95.0%	令和5年度末 処理区域内人口:200,000人 (見込み) 年間処理水量:23,200,000m ³ 年間有収水量:18,600,000m ³ 有収率:80.0% 普及率:94.0%
	雨水処理負担金	286,320	7.08%	273,315	6.99%	13,005	4.76%	令和5年度決算見込額 2,557,544,079千円 ×1.0195(伸び率1.95%)=2,607,416,188円	一般会計からの負担金 286,320千円 ・雨水処理に要する経費 300,193千円 - 調整13,873千円 = 286,320千円
	その他営業収益	619	0.01%	1,028	0.03%	△409	△39.79%	指定工事店登録手数料 590千円 ・受益者負担金延滞金 29千円	
	小計	2,894,355	71.55%	2,790,647	71.38%	103,708	3.72%		
	営業外収益								
	他会計負担金	162,960	4.03%	155,006	3.97%	7,954	5.13%	一般会計からの負担金 162,960千円 【基準内】 ・流域下水道の建設に要する経費 10,289千円 ・下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費 896千円 ・水洗便所に係る改築命令等に関する事務に要する経費 26,702千円 ・不明水の処理に要する経費 76,017千円 ・高度処理に要する経費 48,996千円 ・その他 60千円 合計(基準内) 162,960千円 【基準外】 ・浄化槽普及事業に要する経費31,156千円 - 調整31,156千円 = 0円	
	他会計補助金	307	0.01%	120	0.00%	187	155.83%	児童手当補助金	
	国庫補助金	32,350	0.80%	22,350	0.57%	10,000	44.74%	循環型社会形成推進交付金 22,350千円 【浄化槽関連】 ・本体設置費 11,850千円 ・転換費 10,500千円 社会資本整備総合交付金 10,000千円 【浸水想定区域図作成】	
	県補助金	19,650	0.48%	19,650	0.50%	0	0.00%	生活排水対策浄化槽推進事業補助金 19,650千円 【浄化槽関連】 ・本体設置費 7,900千円 ・転換費 11,750千円	
長期前受金戻入	934,699	23.11%	921,711	23.58%	12,988	1.41%	資産の減価償却費に係る補助金等の戻入		
雑収益	825	0.02%	172	0.00%	653	379.65%	下水道占用料 172千円 ・駐車場使用料 653千円		
小計	1,150,791	28.45%	1,119,009	28.62%	31,782	2.84%			
特別利益	2	0.00%	2	0.00%	0	0.00%	流域下水道維持管理費精算金		
合計	4,045,148	100.00%	3,909,658	100.00%	135,490	3.47%			

費 用	営業費用								
	人件費	118,117	2.99%	116,092	3.06%	2,025	1.74%	職員13名分の人件費 111,837千円 ・会計年度任用職員2名分の人件費 6,078千円 ・上下水道事業運営審議会2回分の報酬 202千円	
	委託料	163,379	4.14%	127,018	3.35%	36,361	28.63%	上下水道排水設備及び受付等業務委託料 49,830千円 ・計画等策定業務委託料 45,674千円 調整池及び雨水幹線等草刈業務委託料 16,830千円 ・下水道台帳作成業務委託料 13,387千円 他	
	修繕費	27,032	0.69%	29,011	0.76%	△1,979	△6.82%	汚水管渠等修繕 24,686千円 他	
	光熱水費	6,716	0.17%	6,394	0.17%	322	5.04%	調整池(西平井、東谷、大堀川8号幹線)、マンホールポンプ32カ所	
	補助金	72,733	1.84%	72,743	1.92%	△10	△0.01%	浄化槽整備事業補助金(50基) 72,700千円 他	
	流域下水道維持管理負担金	1,520,330	38.51%	1,421,194	37.46%	99,136	6.98%	江戸川左岸負担金 1,209,746千円(単価65.0円) ・手賀沼負担金 310,584千円(単価66.1円)	
	その他営業費用	117,782	2.98%	117,074	3.09%	708	0.60%	上記営業費用項目以外の経費(負担金100,235千円、賃借料4,643千円、通信運搬費2,343千円、備用品費704千円 他)	
	減価償却費	1,676,836	42.48%	1,647,178	43.42%	29,658	1.80%	構築物等の有形及び無形固定資産減価償却費	
	小計	3,702,925	93.80%	3,536,704	93.23%	166,221	4.70%		
営業外費用									
企業債利息	214,210	5.43%	226,486	5.97%	△12,276	△5.42%	企業債利息 (下水道事業債借入金利息 213,312千円、資本費平準化債借入金利息 898千円)		
支払消費税	10,000	0.25%	10,000	0.26%	0	0.00%	支払消費税		
雑支出	57	0.00%	89	0.00%	△32	△35.96%	雑支出		
小計	224,267	5.68%	236,575	6.23%	△12,308	△5.20%			
特別損失	300	0.01%	350	0.01%	△50	△14.29%	過年度損益修正損		
予備費	20,000	0.51%	20,000	0.53%	0	0.00%	予備費		
合計	3,947,492	100.00%	3,793,629	100.00%	153,863	4.06%			

収益的収支差引(税込み) 97,656千円 116,029千円 △18,373千円
 当年度損益(税抜き) 21,041千円 40,069千円 △19,028千円

令和6年度 流山市下水道事業会計予算(案) 概要

令和6年第1回定例会
都市建設委員会
議案第26号 (資料)

【資本的収支】

(税込み) (単位:千円)

区分	項目	R6年度予算額		R5年度予算額		対前年度比較		説明
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)	
収入	企業債	805,200	43.96%	770,900	43.51%	34,300	4.45%	・公共下水道事業債(既成市街地分)(汚水)485,000千円、ストックマネジメント75,000千円、地震対策6,600千円 (つくばエクスプレス沿線整備関連分)(汚水)53,100千円、(雨水)27,100千円 ・江戸川左岸流域下水道事業債(汚水)158,400千円
	他会計出資金	50,720	2.77%	71,679	4.05%	△20,959	△29.24%	・一般会計からの出資金 50,720千円 (・雨水処理に要する経費 11,627千円 ・流域下水道の建設に要する経費 37,691千円 ・高度処理に要する経費 391千円 ・その他 1,011千円 合計(基準内)50,720千円)
	国庫補助金	646,860	35.32%	618,150	34.89%	28,710	4.64%	・公共下水道費補助金(既成市街地分(汚水)485,000千円、つくばエクスプレス沿線整備関連分(汚水)53,140千円、(雨水)27,120千円) ・その他81,600千円(改築更新75,000千円、地震対策6,600千円)
	受益者負担金	83,780	4.57%	84,947	4.79%	△1,167	△1.37%	・第1負担区(美原2丁目、中野久木、鱈ヶ崎、前ヶ崎、向小金3丁目)・第2負担区(駒木)・第3負担区(青田、駒木台、古間木)
	工事負担金	240,780	13.15%	207,100	11.69%	33,680	16.26%	運動公園地区(汚水159,420千円、雨水81,360千円)
	負担金	3,794	0.21%	18,643	1.05%	△14,849	△79.65%	・開発者負担金(新設中学校、消防本部)3,794千円
	他会計補助金	379	0.02%	336	0.02%	43	12.80%	・児童手当補助金
	合計	1,831,513	100.00%	1,771,755	100.00%	59,758	3.37%	

支出	建設改良費	汚水整備事業費	1,343,305	42.98%	1,281,827	40.62%	61,478	4.80%	・委託料 97,361千円 第7-2処理分区汚水枝線実施設計委託、下水道(設計)支援業務委託 他 ・補償費 20,000千円 西原第3汚水枝線工事(T6-301) ガス管等移設 他 ・工事請負費 管渠工事費 812,196千円 汚水枝線工事 13件(前ヶ崎 他)、災害用マンホールトイレ整備工事 1件 舗装復旧工事費 348,748千円 19件(古間木 他) 公共汚水樹設置工事 42,000千円 江戸川左岸流域250箇所・手賀沼流域100箇所 附帯工事費 23,000千円 3件(江戸川左岸流域既設管きょ切回し等附帯工事 他)
		雨水整備事業費	13,310	0.43%	116,700	3.69%	△103,390	△88.59%	・委託料 13,310千円 大堀川1号雨水幹線工事実施設計委託
		下水道ストックマネジメント事業費	186,500	5.97%	147,695	4.68%	38,805	26.27%	・工事請負費 186,500千円 若葉台団地汚水管改築工事
		汚水・雨水共通経費	22,478	0.72%	58,333	1.85%	△35,855	△61.47%	・職員3名分の人件費 他
		有形固定資産購入費	2,637	0.08%	8,204	0.26%	△5,567	△67.86%	
		無形固定資産購入費	168,688	5.40%	168,228	5.33%	460	0.27%	・江戸川左岸流域下水道建設費負担金
小計	1,736,918	55.58%	1,780,987	56.43%	△44,069	△2.47%			
スつ沿くば整エ備ク事業プ費レ	汚水整備事業費	265,700	8.50%	339,800	10.77%	△74,100	△21.81%	・委託料 20,000千円 運動公園周辺地区(実施設計業務委託) φ200 1,790m ・工事請負費 245,700千円 運動公園周辺地区(管きょ布設工事) φ200 6,000m	
	雨水整備事業費	135,600	4.34%	11,000	0.35%	124,600	1132.73%	・委託料 10,000千円 運動公園周辺地区(実施設計業務委託) φ700~1200 857m ・工事請負費 125,600千円 運動公園周辺地区(管きょ布設工事) φ700~1,100 410m	
	汚水・雨水共通経費	19,114	0.61%	12,038	0.38%	7,076	58.78%	・職員3名分の人件費 他	
	小計	420,414	13.45%	362,838	11.50%	57,576	15.87%		
企業債償還金	957,822	30.65%	1,001,749	31.75%	△43,927	△4.39%	・企業債償還金(下水道事業債921,765千円、資本費平準化債償還金36,057千円)		
予備費	10,000	0.32%	10,000	0.32%	0	0.00%	・予備費		
合計	3,125,154	100.00%	3,155,574	100.00%	△30,420	△0.96%			

資本的収支差引(税込み) △1,293,641千円 △1,383,819千円 90,178千円 △6.52%

支出総額(収益的支出+資本的支出) 7,072,646千円 6,949,203千円 123,443千円 1.78%

不足額については、過年度分損益勘定留保資金 977,131千円、当年度分損益勘定留保資金 211,678千円及び消費税資本的収支調整額 104,832千円で補填する。

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表
 流山市水道事業給水条例（平成10年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

議案第23号

令和6年度流山市土地区画整理事業特別会計予算

予算書P49～P54

予算説明書P697～P710

1. 歳入歳出予算

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	R6年度予算額
1 清算金収入	1 清算金収入	10,476
2 繰入金	1 一般会計繰入金	1,245
3 繰越金	1 繰越金	2
4 諸収入	1 雑収入	2
歳入合計		11,725

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	R6年度予算額
1 総務費		134
	1 西平井・鱒ヶ崎地区 総務管理費	67
	2 鱒ヶ崎・思井地区 総務管理費	67
2 土地区画整理事業費		10,591
	1 西平井・鱒ヶ崎地区 土地区画整理事業費	9,491
	2 鱒ヶ崎・思井地区 土地区画整理事業費	1,100
3 予備費	1 予備費	1,000
歳出合計		11,725

2. 主な事業内容

(1) 西平井・鱒ヶ崎地区

清算金徴収業務(29件)

(2) 鱒ヶ崎・思井地区

清算金徴収業務(2件)

議案第24号

令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

1. 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	3月補正額	補正後予算額
1 清算金収入	1 清算金収入	11,814	1,117	12,931
2 繰入金	1 一般会計繰入金	27,991	3,521	24,470
補正されなかった款項に係る額		4,554	0	4,554
歳入合計		44,359	2,404	41,955

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	3月補正額	補正後予算額
2 土地区画整理事業費	2 鱈ヶ崎・思井地区 土地区画整理事業費	8,910	2,404	6,506
補正されなかった款項に係る額		35,449	0	35,449
歳出合計		44,359	2,404	41,955

2. 補正内容

(1) 歳入

清算金収入の更正増

1,117千円

(内容)・西平井・鱈ヶ崎地区では、収入実績に基づき1,117千円増額する。

西平井・鱈ヶ崎地区2名から清算金の繰上げ返済の申出があり収入したことから、清算金収入を増額する。

一般会計繰入金の更正減

3,521千円

(内容)・西平井・鱈ヶ崎地区では、決算的見地から1,117千円減額する。

・鱈ヶ崎・思井地区では、決算的見地から2,404千円減額する。

(2) 歳出

土地区画整理事業費の更正減

2,404千円

(内容)・鱈ヶ崎・思井地区では、決算的見地から委託料を2,404千円

減額する。

3. 繰越明許費の設定

款	項	金額(千円)	繰越理由
2 土地区画整理事業費	2 鱈ヶ崎・思井地区 土地区画整理事業費	4,219	関係機関との協議に時間を要したことから、年度内完成が困難となったため、翌年度へ繰り越しするもの。
	計	4,219	

流山市都市公園条例 改正について

1 背景

流山市総合運動公園（以下「運動公園」という。）では、平成23年度に流山市総合運動公園再整備基本計画を策定して以来、千葉県が施行する土地区画整理事業の進捗に鑑みながら当該公園の再整備を進めてきました。平成28年度には流山市民総合体育館を建て替え、キックマンアリーナとして開設し、有料公園施設（当該アリーナ内施設、京和ガスベースボールパーク、庭球場等）は指定管理者に管理を行わせています。

再整備に関してニーズ調査やサウンディング型市場調査などを行い、その結果を総合的に踏まえて、運動公園全体へ指定管理者制度を導入するとともに、公募設置管理制度（P-PFI 制度）を活用した飲食店の民間事業者による設置を行う方針とし、検討や準備を進めています。

流山市都市公園条例の改正は、主として指定管理者制度を運動公園全体に拡大するために実施するものです。

2 改正の概要

（1）指定管理の対象区域を運動公園のおおよそ全体に拡大するものです。

【改正前】運動公園の有料公園施設（キックマン アリーナ、京和ガスベースボールパーク、庭球場、大型バス駐車場）のみ指定管理者が管理を行う。

【改正後】運動公園の全体（ただし、公募設置管理制度により設置した公園施設（公募対象公園施設＝飲食店等）を除く）で指定管理者が管理を行う。

≪公募対象公園施設を除く理由≫「公募対象公園施設＝飲食店等」は、公の施設ではない（民設民営）ため、指定管理者制度の対象とならないことから、除いています。

（2）指定管理者の業務に、運動公園の行為許可に関する業務を追加しました。

【改正前】運動公園の利用に関する業務について、有料公園施設は指定管理者が担当し、有料公園施設以外の施設については市が担当。

【改正後】有料公園施設以外の施設についても、指定管理者が担当。その結果、運動公園の利用に関する業務を指定管理者が一括で担当することになる。

（3）法改正に伴う、条項ずれの修正

別表第4に掲載されている都市公園法から引用した条項について、都市公園法が改正されて条項が追加されたため、条例に掲載している条項がずれてしまったものを解消します。

3 改正後の運用

条項ずれに関しては条例の公布日から、指定管理者制度に関しては令和8年4月から適用します。

流山市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○流山市都市公園条例	○流山市都市公園条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定により都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定により都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。	(1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。
(2) 指定都市公園 前号に規定する都市公園のうち、流山市総合運動公園をいう。	(新設)
(3) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。	(2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
(4) 有料公園施設 前号に規定する公園施設のうち、その使用につき利用料を収受するものであって、別表第1に掲げるものをいう。	(3) 有料公園施設 前号に規定する公園施設のうち、その使用につき利用料を収受するものであって、別表第1に掲げるものをいう。
(5) 指定公園施設 指定都市公園の公園施設のうち、有料公園施設及び法第5条第1項に基づき許可を受けた公園施設（指定管理者が行う業務において同項に基づき許可を受けた公園施設を除く。）を除いたものをいう。	(新設)
(6) 休日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。	(4) 休日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第2条の2 市は、有料公園施設及び指定公園施設の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に有料公園施設及び指定公園施設の管理を行わせるものとする。	第2条の2 市は、有料公園施設_____の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に有料公園施設_____の管理を行わせるものとする。
2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設	2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設

改正後	改正前
<p>に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年流山市条例第27号)の定めるところによる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 有料公園施設及びその附属設備(以下「有料公園施設等」という。)並びに指定公園施設の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 指定公園施設における第3条第1項に規定する行為の許可に関すること。</p> <p>(3) 第5条第1項に規定する使用の許可に関すること。</p> <p>(4) 第6条に規定する変更の許可(第3条第1項(指定公園施設に係るものに限る。))及び第5条第1項の規定に係るものに限る。)に関すること。</p> <p>(5) 第7条の2第1項に規定する許可の取消し等に関すること。</p> <p>(6) 第17条第5項に規定する利用料の收受に関すること。</p> <p>(7) 第18条第2項に規定する利用料の減額に関すること。</p> <p>(8) 第20条第2項に規定する利用料の還付に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p>	<p>に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年流山市条例第27号)の定めるところによる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 有料公園施設及びその附属設備(以下「有料公園施設等」という。)の維持管理に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 第5条第1項に規定する使用の許可に関すること。</p> <p>(3) 第6条に規定する変更の許可(第5条第1項の規定に係るものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 第7条の2第1項に規定する許可の取消し等に関すること。</p> <p>(5) 第17条第5項に規定する利用料の收受に関すること。</p> <p>(6) 第18条第2項に規定する利用料の減額に関すること。</p> <p>(7) 第20条第2項に規定する利用料の還付に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p>
<p>(使用時間)</p> <p>第2条の4 有料公園施設の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。</p> <p>(1) 屋外施設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間</p> <p>ア 江戸川河川敷緑地</p> <p>(ア) 4月から9月まで 午前6時から午後6時まで</p> <p>(イ) 10月から翌年の3月まで 午前6時から午後4時まで</p> <p>イ 流山市総合運動公園</p> <p>(ア) 4月から9月まで 午前6時から午後9時まで</p> <p>(イ) 10月から翌年の3月まで 午前7時から午後9時まで</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第2条の4 有料公園施設の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。</p> <p>(1) 屋外施設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間</p> <p>ア 江戸川河川敷緑地</p> <p>(ア) 4月から9月まで 午前6時から午後6時まで</p> <p>(イ) 10月から翌年の3月まで 午前6時から午後4時まで</p> <p>イ 流山市総合運動公園</p> <p>(ア) 4月から9月まで 午前6時から午後9時まで</p> <p>(イ) 10月から翌年の3月まで 午前7時から午後9時まで</p>

改正後	改正前
<p>(2) 屋内施設 午前9時から午後10時まで (夜間照明施設の使用時間)</p> <p>第2条の5 有料公園施設の夜間照明施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、前条に規定する使用時間の範囲内において指定管理者が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。</p> <p>(1) 4月から9月まで 午後6時から午後9時まで (2) 10月、2月及び3月 午後5時から午後9時まで (3) 11月から翌年の1月まで 午後4時から午後9時まで (休館日)</p> <p>第2条の6 有料公園施設の休館日は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。</p>	<p>(2) 屋内施設 午前9時から午後10時まで (夜間照明施設の使用時間)</p> <p>第2条の5 有料公園施設の夜間照明施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、前条に規定する使用時間の範囲内において指定管理者が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。</p> <p>(1) 4月から9月まで 午後6時から午後9時まで (2) 10月、2月及び3月 午後5時から午後9時まで (3) 11月から翌年の1月まで 午後4時から午後9時まで (休館日)</p> <p>第2条の6 有料公園施設の休館日は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。</p>
<p>(行為の許可)</p> <p>第3条 都市公園(有料公園施設を除く。第4号において同じ。)において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長(指定公園施設においては指定管理者。次項において同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興業を行うこと。 (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の規定による許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(行為の許可)</p> <p>第3条 都市公園_____において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長_____の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興業を行うこと。 (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の規定による許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 有料公園施設等を使用することができる者は、市民、市内の事業所に勤務する者又は市内の各種団体とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 有料公園施設等を使用することができる者は、市民、市内の事業所に勤務する者又は市内の各種団体とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 有料公園施設等を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による許可を受けようとする者は、使用目的、使用する有料公園施設等の名称、使用日時、使用者の内訳その他指定管理者の定める事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 有料公園施設等を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による許可を受けようとする者は、使用目的、使用する有料公園施設等の名称、使用日時、使用者の内訳その他指定管理者の定める事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p>
<p>(変更の許可)</p> <p>第6条 第3条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、その変更の内容を記載した申請書を市長（指定公園施設における第3条第1項に係るもの及び前条第1項に係るものは指定管理者）に提出してその許可を受けなければならない。</p>	<p>(変更の許可)</p> <p>第6条 第3条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、その変更の内容を記載した申請書を市長（_____前条第1項に係るものは指定管理者）に提出してその許可を受けなければならない。</p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第7条 第3条第1項各号に掲げる行為をしようとする者の当該行為、有料公園施設等を使用しようとする者の当該使用又は第3条第1項若しくは第5条第1項に規定する許可を受けた者の当該許可に係る事項の変更が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その行為、使用又は変更を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。</p> <p>(2) 都市公園の設置の目的に反するとき。</p> <p>(3) 都市公園を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。</p> <p>(4) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>(5) その他都市公園の管理上の支障があるとき。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第7条 第3条第1項各号に掲げる行為をしようとする者の当該行為、有料公園施設等を使用しようとする者の当該使用又は第3条第1項若しくは第5条第1項に規定する許可を受けた者の当該許可に係る事項の変更が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その行為、使用又は変更を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。</p> <p>(2) 都市公園の設置の目的に反するとき。</p> <p>(3) 都市公園を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。</p> <p>(4) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>(5) その他都市公園の管理上の支障があるとき。</p>
<p>(許可の取消し等)</p> <p>第7条の2 指定管理者は、第3条第1項の行為の許可（指定公園施設に係るものに限る。）、第5条第1項の使用の許可又はこれらの許可に係る第6条の変更の許可_____を受けた者の使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取消し、又はその全部若しくは一部を禁止することができる。</p>	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第7条の2 指定管理者は、_____第5条第1項の使用の許可及び_____第6条の変更の許可（第5条第1項に係るものに限る。）を受けた者の使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取消し、又はその全部若しくは一部を禁止することができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 第15条の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。</p> <p>(4) その他有料公園施設又は指定公園施設の管理上支障があると認められるとき。</p>	<p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 第15条の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。</p> <p>(4) その他有料公園施設_____の管理上支障があると認められるとき。</p>
<p>2 市長は、第3条第1項の行為の許可（指定公園施設に係るものを除く。）又は当該許可に係る第6条の変更の許可を受けた者の使用が、前項各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又はその全部若しくは一部を禁止することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 市長は、公用又は公益上その他やむを得ない理由があるときは、第3条第1項の規定による許可、第5条第1項の規定による許可（江戸川河川敷緑地における有料公園施設に係るものを除く。）又は第6条の規定によるこれらの許可の変更に係る許可を取り消すことができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 教育委員会は、公用又は公益上その他やむを得ない理由があるときは、第5条第1項の規定による許可（江戸川河川敷緑地における有料公園施設に係るものに限る。）又は第6条の規定による当該許可の変更に係る許可を取り消すことができる。</p>	<p>2 教育委員会は、公用又は公益上その他やむを得ない理由があるときは、第5条第1項の規定による許可_____又は第6条の規定による当該許可の変更に係る許可を取り消すことができる。</p>
<p>(許可の特例)</p> <p>第8条 法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第3条第1項、第5条第1項又は第6条に規定する許可を要しないものとする。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第9条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項、第5条第1項又は第6条に規定する許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。</p>	<p>(許可の特例)</p> <p>第8条 法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第3条第1項、第5条第1項又は第6条に規定する許可を要しないものとする。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第9条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項、第5条第1項又は第6条に規定する許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 土地の形質を変更すること。</p> <p>(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(5) はり紙若しくははり札又は広告を掲出すること。</p> <p>(6) 市長が指定した立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(7) 市長が指定した場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用を妨げる行為をすること。</p>	<p>(3) 土地の形質を変更すること。</p> <p>(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(5) はり紙若しくははり札又は広告を掲出すること。</p> <p>(6) 市長が指定した立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(7) 市長が指定した場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用を妨げる行為をすること。</p>
<p>第10条 前条に規定するもののほか、有料公園施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項、第5条第1項又は第6条に規定する許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 有料公園施設等の原状を変更すること。</p> <p>(2) 附属設備を無断で移動すること。</p> <p>(3) 指定管理者が指定した場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。</p> <p>(4) 指定管理者が指定した場所以外で飲食すること。</p> <p>(5) その他指定管理者の指示に従わないこと。</p> <p>(利用の禁止又は制限)</p>	<p>第10条 前条に規定するもののほか、有料公園施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項、第5条第1項又は第6条に規定する許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 有料公園施設等の原状を変更すること。</p> <p>(2) 附属設備を無断で移動すること。</p> <p>(3) 指定管理者が指定した場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。</p> <p>(4) 指定管理者が指定した場所以外で飲食すること。</p> <p>(5) その他指定管理者の指示に従わないこと。</p> <p>(利用の禁止又は制限)</p>
<p>第11条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、当該都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、その利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)</p>	<p>第11条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、当該都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、その利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)</p>
<p>第12条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項</p> <p>ア 設置の目的</p> <p>イ 設置の期間</p> <p>ウ 設置の場所</p>	<p>第12条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項</p> <p>ア 設置の目的</p> <p>イ 設置の期間</p> <p>ウ 設置の場所</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> エ 公園施設の種類及び構造 オ 公園施設の管理の方法 カ 工事の実施方法 キ 工事の着手及び完了の時期 ク 都市公園の復旧方法 ケ その他市長の定める事項 (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 管理の目的 イ 管理の期間 ウ 管理する公園施設の名称及び所在地 エ 管理の方法 オ その他市長の定める事項 (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 変更事項 イ 変更の理由 ウ その他市長の定める事項 	<ul style="list-style-type: none"> エ 公園施設の種類及び構造 オ 公園施設の管理の方法 カ 工事の実施方法 キ 工事の着手及び完了の時期 ク 都市公園の復旧方法 ケ その他市長の定める事項 (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 管理の目的 イ 管理の期間 ウ 管理する公園施設の名称及び所在地 エ 管理の方法 オ その他市長の定める事項 (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 変更事項 イ 変更の理由 ウ その他市長の定める事項
<p>2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の管理の方法 (2) 工事の実施方法 (3) 工事の着手及び完了の時期 (4) 都市公園の復旧方法 (5) その他市長の定める事項 （軽易な変更） 	<p>2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の管理の方法 (2) 工事の実施方法 (3) 工事の着手及び完了の時期 (4) 都市公園の復旧方法 (5) その他市長の定める事項 （軽易な変更）
<p>第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの 	<p>第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

改正後	改正前
<p>(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用の目的に付随して行うもの (設計書等)</p>	<p>(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用の目的に付随して行うもの (設計書等)</p>
<p>第14条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。 (条件の付加)</p>	<p>第14条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。 (条件の付加)</p>
<p>第15条 第3条第1項、第5条第1項又は第6条に規定する許可をする場合において、当該許可を行う者は、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 (権利譲渡等の禁止)</p>	<p>第15条 第3条第1項、第5条第1項又は第6条に規定する許可をする場合において、当該許可を行う者は、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 (権利譲渡等の禁止)</p>
<p>第16条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項、第5条第1項又は第6条の規定による許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。 (使用料等)</p>	<p>第16条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項、第5条第1項又は第6条の規定による許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。 (使用料等)</p>
<p>第17条 第3条第1項の許可 (指定公園施設に係るものを除く。) 又は 当該許可に係る 第6条の変更の許可 _____ を受けた者は、別表第2に定めるところにより算出した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の使用料を納入しなければならない。 2 法第5条第1項の規定による許可を受けた者は、別表第3に定めるところにより算出した額(公園施設の設置の期間が1月未満のものにあっては、同表に定めるところにより算出した額に100分の10を乗じて得た額を加えた額)(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の使用料を納入しなければならない。 3 法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者は、別表第4に定めるところにより算出した額(土地の占有期間が1月未満のものにあっては、同表に定めるところにより算出した額に100分の10を乗じて得た額を加えた額)(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の占</p>	<p>第17条 第3条第1項の許可 _____ 又は _____ 第6条の変更の許可 (第3条第1項に係るものに限る。) を受けた者は、別表第2に定めるところにより算出した額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の使用料を納入しなければならない。 2 法第5条第1項の規定による許可を受けた者は、別表第3に定めるところにより算出した額(公園施設の設置の期間が1月未満のものにあっては、同表に定めるところにより算出した額に100分の10を乗じて得た額を加えた額)(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の使用料を納入しなければならない。 3 法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者は、別表第4に定めるところにより算出した額(土地の占有期間が1月未満のものにあっては、同表に定めるところにより算出した額に100分の10を乗じて得た額を加えた額)(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の占</p>

改正後	改正前
<p>料金を納入しなければならない。</p> <p>4 第3条第1項の許可（指定公園施設に係るものに限る。）、第5条第1項の許可又はこれらの許可に係る第6条の変更の許可 _____ を受けた者は、別表第5に定める額（同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額の利用料を当該許可を受けた使用期日（以下「使用期日」という。）までに指定管理者に支払わなければならない。この場合において、第2条の5に規定する夜間照明施設の使用時間に夜間照明施設を備える有料公園施設を使用するときは、併せて同表に定める夜間照明施設の利用料を支払わなければならない。ただし、当該使用期日に有料公園施設を使用しなかったときは、当該夜間照明施設の利用料に限りその支払を要しないものとする。</p> <p>5 市長は、前項に規定する利用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。</p>	<p>料金を納入しなければならない。</p> <p>4 _____ 第5条第1項の許可又は _____ 第6条の変更の許可（第5条第1項に係るものに限る。）を受けた者は、別表第5に定める額（同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額の利用料を当該許可を受けた使用期日（以下「使用期日」という。）までに指定管理者に支払わなければならない。この場合において、第2条の5に規定する夜間照明施設の使用時間に夜間照明施設を備える有料公園施設を使用するときは、併せて同表に定める夜間照明施設の利用料を支払わなければならない。ただし、当該使用期日に有料公園施設を使用しなかったときは、当該夜間照明施設の利用料に限りその支払を要しないものとする。</p> <p>5 市長は、前項に規定する利用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。</p>
<p>（使用料等の減額）</p> <p>第18条 市長は、利用の目的が公益である場合又は特に必要があると認めるときは、前条第1項から第3項までに規定する使用料及び占用料の全部又は一部を減額することができる。</p> <p>2 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料の全部又は一部を減額することができる。</p>	<p>（使用料等の減額）</p> <p>第18条 市長は、利用の目的が公益である場合又は特に必要があると認めるときは、前条第1項から第3項までに規定する使用料及び占用料の全部又は一部を減額することができる。</p> <p>2 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料の全部又は一部を減額することができる。</p>
<p>（使用料等の徴収等）</p> <p>第19条 第17条第1項及び第2項に規定する使用料又は同条第3項に規定する占用料は、その使用又は占用に係る期間が6か月を超えない場合は、使用又は占用の許可と同時に徴収する。</p> <p>2 使用又は占用に係る期間が6か月を超える場合は、次に掲げる区分により、初期の分は使用又は占用の許可と同時に、次期以降の分はそれぞれ当該各期の始めに徴収する。</p>	<p>（使用料等の徴収等）</p> <p>第19条 第17条第1項及び第2項に規定する使用料又は同条第3項に規定する占用料は、その使用又は占用に係る期間が6か月を超えない場合は、使用又は占用の許可と同時に徴収する。</p> <p>2 使用又は占用に係る期間が6か月を超える場合は、次に掲げる区分により、初期の分は使用又は占用の許可と同時に、次期以降の分はそれぞれ当該各期の始めに徴収する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 第1期 4月から9月まで (2) 第2期 10月から3月まで</p> <p>3 第3条第1項の行為の許可（指定公園施設に係るものに限る。）、第5条第1項の使用の許可及びこれらの許可に係る第6条の変更の許可 _____ に係る利用料は、その許可をした時から使用する時までには収受する。 （使用料等の制限）</p> <p>第20条 徴収した使用料又は占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者等（法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の規定による許可（当該許可の変更の許可を含む、第3条第1項の規定による許可にあっては、指定公園施設に係るものを除く。）を受けた者をいう。以下この項において同じ。）の責めに帰することのできない理由により、その使用又は占有ができなくなったとき。</p> <p>(2) 使用者等がその使用又は占有7日前にその許可の取消しを申し出、かつ、その申出に相当の理由があると市長が認めたとき。</p> <p>2 指定管理者が収受した利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者（第3条第1項（指定公園施設に係るものに限る。）又は第5条第1項の規定による許可（これらの許可の変更の許可を含む。）を受けた者をいう。以下この項において同じ。）の責めに帰することのできない事由により、その使用ができなくなったとき。</p> <p>(2) 使用者が有料公園施設（夜間照明施設を除く。）又は指定公園施設の使用期日7日前までにその許可の取消しを申し出たとき。</p> <p>(3) 使用者が使用期日に有料公園施設（夜間照明施設に限る。）を使用しなかったとき。 （監督処分）</p>	<p>(1) 第1期 4月から9月まで (2) 第2期 10月から3月まで</p> <p>3 _____ 第5条第1項の使用の許可及び _____ 第6条の変更の許可（第5条第1項に係るものに限る。）に係る利用料は、その許可をした時から使用する時までには収受する。 （使用料等の制限）</p> <p>第20条 徴収した使用料又は占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者等（法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の規定による許可（当該許可の変更の許可を含む _____。）を受けた者をいう。以下この項において同じ。）の責めに帰することのできない理由により、その使用又は占有ができなくなったとき。</p> <p>(2) 使用者等がその使用又は占有7日前にその許可の取消しを申し出、かつ、その申出に相当の理由があると市長が認めたとき。</p> <p>2 指定管理者が収受した利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者（ _____ 第5条第1項の規定による許可（当該 _____ 許可の変更の許可を含む。）を受けた者をいう。以下この項において同じ。）の責めに帰することのできない事由により、その使用ができなくなったとき。</p> <p>(2) 使用者が有料公園施設（夜間照明施設を除く。） _____ の使用期日7日前までにその許可の取消しを申し出たとき。</p> <p>(3) 使用者が使用期日に有料公園施設（夜間照明施設に限る。）を使用しなかったとき。 （監督処分）</p>

改正後	改正前
<p>第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条第1項の行為の許可(指定公園施設に係るものを除く。以下この条において同じ。)又は当該許可に係る第6条の変更の許可_____を取り消し、停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは使用の中止若しくは原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) 第15条の規定により許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により第3条第1項の行為の許可又は当該許可に係る第6条の変更の許可_____を受けた者</p>	<p>第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条第1項の行為の許可_____又は_____第6条の変更の許可(第3条第1項に係るものに限る。)を取り消し、停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは使用の中止若しくは原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) 第15条の規定により許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により第3条第1項の行為の許可又は_____第6条の変更の許可(第3条第1項に係るものに限る。)を受けた者</p>
<p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条第1項の行為の許可又は当該許可に係る第6条の変更の許可_____を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 (工作物等を保管した場合の公示事項)</p>	<p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条第1項の行為の許可又は_____第6条の変更の許可(第3条第1項に係るものに限る。)を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 (工作物等を保管した場合の公示事項)</p>
<p>第21条の2 法第27条第5項の規定で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量</p> <p>(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時</p> <p>(3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項</p>	<p>第21条の2 法第27条第5項の規定で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量</p> <p>(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時</p> <p>(3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項</p>

改正後	改正前
<p>(工作物等を保管した場合の公示の方法)</p> <p>第21条の3 法第27条第5項の規定による公示は、保管を始めた日から起算して14日間、流山市公告式条例（昭和26年流山市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。</p>	<p>(工作物等を保管した場合の公示の方法)</p> <p>第21条の3 法第27条第5項の規定による公示は、保管を始めた日から起算して14日間、流山市公告式条例（昭和26年流山市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。</p>
<p>(工作物等の価額の評価の方法)</p> <p>第21条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。</p>	<p>(工作物等の価額の評価の方法)</p> <p>第21条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。</p>
<p>(保管した工作物等を売却する場合の手続)</p> <p>第21条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。</p> <p>2 前項に規定する工作物等の売却の手続については、規則で定める。</p>	<p>(保管した工作物等を売却する場合の手続)</p> <p>第21条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。</p> <p>2 前項に規定する工作物等の売却の手続については、規則で定める。</p>
<p>(工作物等を返還する場合の手続)</p> <p>第21条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。</p>	<p>(工作物等を返還する場合の手続)</p> <p>第21条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定による許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。</p> <p>(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。</p> <p>(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。</p> <p>(5) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。</p> <p>(6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。</p> <p>(区域の変更及び廃止)</p>	<p>(届出)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定による許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。</p> <p>(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。</p> <p>(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。</p> <p>(5) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。</p> <p>(6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。</p> <p>(区域の変更及び廃止)</p>
<p>第23条 都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、市長は、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要な事項を公告しなければならない。</p> <p>(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)</p>	<p>第23条 都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、市長は、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要な事項を公告しなければならない。</p> <p>(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)</p>
<p>第24条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p> <p>(委任)</p>	<p>第24条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p> <p>(委任)</p>
<p>第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(罰則)</p>	<p>第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(罰則)</p>
<p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項、第5条第1項又は第6条(第24条においてこれらの</p>	<p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条第1項、第5条第1項又は第6条(第24条においてこれらの</p>

改正後		改正前																	
<p>規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第3条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設等の使用をした者</p> <p>(2) 第9条又は第10条(第24条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第9条又は第10条の各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第21条第1項又は第2項(第24条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>第27条 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。</p> <p>第29条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>1 屋外施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有料公園施設の属する公園の名称</th> <th>有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江戸川河川敷緑地</td> <td>野球場(軟式)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流山市総合運動公園</td> <td>野球場(軟式)、野球場夜間照明施設</td> </tr> <tr> <td>庭球場(軟式・硬式)、庭球場夜間照明施設</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> </tr> </tbody> </table>		有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称	江戸川河川敷緑地	野球場(軟式)	流山市総合運動公園	野球場(軟式)、野球場夜間照明施設	庭球場(軟式・硬式)、庭球場夜間照明施設	駐車場	<p>規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第3条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設等の使用をした者</p> <p>(2) 第9条又は第10条(第24条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第9条又は第10条の各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第21条第1項又は第2項(第24条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>第27条 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。</p> <p>第29条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>1 屋外施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有料公園施設の属する公園の名称</th> <th>有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江戸川河川敷緑地</td> <td>野球場(軟式)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流山市総合運動公園</td> <td>野球場(軟式)、野球場夜間照明施設</td> </tr> <tr> <td>庭球場(軟式・硬式)、庭球場夜間照明施設</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> </tr> </tbody> </table>		有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称	江戸川河川敷緑地	野球場(軟式)	流山市総合運動公園	野球場(軟式)、野球場夜間照明施設	庭球場(軟式・硬式)、庭球場夜間照明施設	駐車場
有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称																		
江戸川河川敷緑地	野球場(軟式)																		
流山市総合運動公園	野球場(軟式)、野球場夜間照明施設																		
	庭球場(軟式・硬式)、庭球場夜間照明施設																		
	駐車場																		
有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称																		
江戸川河川敷緑地	野球場(軟式)																		
流山市総合運動公園	野球場(軟式)、野球場夜間照明施設																		
	庭球場(軟式・硬式)、庭球場夜間照明施設																		
	駐車場																		
<p>2 屋内施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有料公園施設の属する公園の名称</th> <th colspan="2">有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流山市総合運動公園</td> <td>流山市民総合体育館</td> <td>メインアリーナ</td> </tr> </tbody> </table>		有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称		流山市総合運動公園	流山市民総合体育館	メインアリーナ	<p>2 屋内施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有料公園施設の属する公園の名称</th> <th colspan="2">有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流山市総合運動公園</td> <td>流山市民総合体育館</td> <td>メインアリーナ</td> </tr> </tbody> </table>		有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称		流山市総合運動公園	流山市民総合体育館	メインアリーナ				
有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称																		
流山市総合運動公園	流山市民総合体育館	メインアリーナ																	
有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称																		
流山市総合運動公園	流山市民総合体育館	メインアリーナ																	

改正後				改正前			
			サブアリーナ				サブアリーナ
			トレーニング室				トレーニング室
			第1 武道場				第1 武道場
			第2 武道場				第2 武道場
			ランニングコース				ランニングコース
			弓道場				弓道場
			大会議室				大会議室
			小会議室				小会議室

別表第2（第17条関係）

行為に係る使用料

区分		単位		金額
物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為		1人	1日	110.00円
		1平方メートル	1日	33.00円
業として写真の撮影を行う場合	常時	写真機1台	1月	1,100.00円
	臨時	写真機1台	1日	110.00円
業として映画の撮影を行う場合		1回2時間以内		1,100.00円
興業を行う場合		1平方メートル	1日	11.00円
競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合		1平方メートル	1日	1.10円

備考

- 1 使用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料の額が月額で定められている場合において、使用の期間が1

別表第2（第17条関係）

行為に係る使用料

区分		単位		金額
物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為		1人	1日	110.00円
		1平方メートル	1日	33.00円
業として写真の撮影を行う場合	常時	写真機1台	1月	1,100.00円
	臨時	写真機1台	1日	110.00円
業として映画の撮影を行う場合		1回2時間以内		1,100.00円
興業を行う場合		1平方メートル	1日	11.00円
競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合		1平方メートル	1日	1.10円

備考

- 1 使用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料の額が月額で定められている場合において、使用の期間が1

改正後					改正前					
月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。					月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。					
別表第3（第17条関係）					別表第3（第17条関係）					
区分		単位		金額	区分		単位		金額	
公園施設を設置する場合		1平方メートル1日		100円以内	公園施設を設置する場合		1平方メートル1日		100円以内	
公園施設を管理する場合		その都度市長が定める額			公園施設を管理する場合		その都度市長が定める額			
備考 使用の面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。					備考 使用の面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。					
別表第4（第17条関係）					別表第4（第17条関係）					
占用物件			占用料		占用物件			占用料		
			単位	額（円）				単位	額（円）	
法第7条第1項第1号に規定する 占用物件	柱類	第1種電柱	1本につき	1年	1,160	第1種電柱	1本につき	1年	1,160	
		第2種電柱			1,810				第2種電柱	1,810
		第3種電柱			2,460				第3種電柱	2,460
		第1種電話柱			1,050				第1種電話柱	1,050
		第2種電話柱			1,700				第2種電話柱	1,700
		第3種電話柱			2,350				第3種電話柱	2,350
		その他			81				その他	81
		共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき 1年				10	
地下電線その他地下に設ける線類		5		地下電線その他地下に設ける線類		5				
変圧塔その他これに類するもの		1個につき	1年	1,620	変圧塔その他これに類するもの		1個につき	1年	1,620	
広告塔		表示面積1平方メート		5,820	広告塔		表示面積1平方メート		5,820	

改正後				改正前			
		ルにつき1年				ルにつき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,620		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,620
法第7条第1項第2号	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	54	法第7条第1項第2号	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	54
に規定する 占用物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		81	に規定する 占用物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		81
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		210		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		210
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		540		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		540
	外径が1メートル以上のもの		1,080		外径が1メートル以上のもの		1,080
法第7条第1項第3号	鉄道、軌道その他これらに類する施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,620	法第7条第1項第3号		鉄道、軌道その他これらに類する施設
に規定する 占用物件	通路、公共駐車場その他これらに類する施設	2,910		に規定する 占用物件	通路、公共駐車場その他これらに類する施設	2,910	
法第7条第1項第4号	郵便差出箱	1個につき1年	680	法第7条第1項第4号	郵便差出箱	1個につき1年	680
に規定する 占用物件	公衆電話所		1,620	に規定する 占用物件	公衆電話所		1,620
法第7条第1項第6号	に規定する	占用面積1平方メートルにつき1年	24	法第7条第1項第6号	に規定する	占用面積1平方メートルにつき1年	24

改正後				改正前			
占用物件		ルにつき1日		占用物件		ルにつき1日	
法第7条第1項第7号に規定する占有物件	都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。） 第12条第2項第1号 に規定する占有物件	1本につき	1年 1,290	法第7条第1項第7号に規定する占有物件	都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。） 第12条第1号 に規定する占有物件	1本につき	1年 1,290
	令第12条第2項第7号 に規定する占有物件	占用面積1平方メートルにつき1月	720		令第12条第7号 に規定する占有物件	占用面積1平方メートルにつき1月	720
	令第12条第2項第8号 に規定する占有物件		720		令第12条第8号 に規定する占有物件		720
	令第12条第2項第9号 に規定する占有物件		130		令第12条第9号 に規定する占有物件		130

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔の表示部分の面積をいう。
- 表示面積、占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メー

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔の表示部分の面積をいう。
- 表示面積、占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メー

改正後

トル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。

- 6 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が日額で定められている占有物件に係る占有の期間が1日未満であるとき又はその期間に1日未満の端数があるときは1日として計算するものとする。

別表第5（第17条関係）

1 行為に係る利用料

区分	単位		金額	
物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為	1人	1日	110.00円	
	1平方メートル	1日	33.00円	
業として写真の撮影を行う場合	常時	写真機1台	1月	1,100.00円
	臨時	写真機1台	1日	110.00円
業として映画の撮影を行う場合	1回2時間以内		1,100.00円	
興業を行う場合	1平方メートル	1日	11.00円	
競技会、展示会その他これらに類する催しのために指定公園施設の全部又は一部を独占して利用する場合	1平方メートル	1日	1.10円	

備考

- 1 使用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方

改正前

トル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。

- 6 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が日額で定められている占有物件に係る占有の期間が1日未満であるとき又はその期間に1日未満の端数があるときは1日として計算するものとする。

別表第5（第17条関係）

(新設)

改正後

メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

2 利用料の額が月額で定められている場合において、利用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

2 屋外施設利用料

野球場	1面 1時間以内	流山市総合運動公園				江戸川河川敷緑地			
		小・中・高校生		一般		小・中・高校生		一般	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
		275円	550円	825円	1,650円	165円	330円	550円	1,100円
野球場夜間照明施設	1時間以内	8,250円							
庭球場	1面 1時間以内	小・中・高校生				一般			
		220円				550円			
庭球場夜間照明施設	1面 1時間以内	880円							
駐車場	1回	大型バス（乗車定員30人以上）				マイクロバス（乗車定員11人以上30人未満）			
		1,100円				550円			

備考

改正前

1 屋外施設利用料

野球場	1面 1時間以内	流山市総合運動公園				江戸川河川敷緑地			
		小・中・高校生		一般		小・中・高校生		一般	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
		275円	550円	825円	1,650円	165円	330円	550円	1,100円
野球場夜間照明施設	1時間以内	8,250円							
庭球場	1面 1時間以内	小・中・高校生				一般			
		220円				550円			
庭球場夜間照明施設	1面 1時間以内	880円							
駐車場	1回	大型バス（乗車定員30人以上）				マイクロバス（乗車定員11人以上30人未満）			
		1,100円				550円			

備考

改正後

- 1 小・中・高校生とは、高校生及び中学生以下の者をいう。
- 2 一般とは、小・中・高校生以外の者をいう。
- 3 流山市民、市内の事業所に勤務する者及び市内の各種団体以外のも
のが使用する場合の利用料は、この表に定める利用料（以下「規定利
用料」という。）に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、駐車
場については、この限りでない。
- 4 入場料その他これに類する金銭を収受する場合の利用料は、規定利
用料（前項の規定が適用される場合は、同項の規定による利用料とす
る。）に100分の1,000を乗じて得た額とする。
- 5 小・中・高校生の野球場夜間照明施設及び庭球場夜間照明施設の使用
にあっては、保護者又はそれと同等の者の引率を必要とする。
- 6 駐車場の利用料は、流山市民が使用するとき又は流山市民以外の者
が有料公園施設を使用するとき（駐車場のみを使用するときを除く。）
は、無料とする。

3 屋内施設利用料

流山 市民 総合 体育 館	区分				利用料（1時間当たり）		
	専用 利用	メイン アリー ナ	入場料そ の他これ に類する 金銭を収 受しない 場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	一般 小・高 中・高 校生	午前9時～ 午後6時 午後6時 ～午後10 時	午後6時 ～午後10 時
					6,358円	7,629円	
					3,178円	3,814円	
				※アマチュアスポ ーツ以外に利用す る場合	12,717円	15,260円	
			※入場料 その他こ の他これ に類する 金銭を収 受しない 場合	アマチュアスポ ーツに利用する場合	19,075円	22,890円	

改正前

- 1 小・中・高校生とは、高校生及び中学生以下の者をいう。
- 2 一般とは、小・中・高校生以外の者をいう。
- 3 流山市民、市内の事業所に勤務する者及び市内の各種団体以外のも
のが使用する場合の利用料は、この表に定める利用料（以下「規定利
用料」という。）に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、駐車
場については、この限りでない。
- 4 入場料その他これに類する金銭を収受する場合の利用料は、規定利
用料（前項の規定が適用される場合は、同項の規定による利用料とす
る。）に100分の1,000を乗じて得た額とする。
- 5 小・中・高校生の野球場夜間照明施設及び庭球場夜間照明施設の使用
にあっては、保護者又はそれと同等の者の引率を必要とする。
- 6 駐車場の利用料は、流山市民が使用するとき又は流山市民以外の者
が有料公園施設を使用するとき（駐車場のみを使用するときを除く。）
は、無料とする。

2 屋内施設利用料

流山 市民 総合 体育 館	区分				利用料（1時間当たり）		
	専用 利用	メイン アリー ナ	入場料そ の他これ に類する 金銭を収 受しない 場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	一般 小・高 中・高 校生	午前9時～ 午後6時 午後6時 ～午後10 時	午後6時 ～午後10 時
					6,358円	7,629円	
					3,178円	3,814円	
				※アマチュアスポ ーツ以外に利用す る場合	12,717円	15,260円	
			※入場料 その他こ の他これ に類する 金銭を収 受しない 場合	アマチュアスポ ーツに利用する場合	19,075円	22,890円	

改正後						改正前							
			れに類する金銭を収受する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	63,586円	76,303円				れに類する金銭を収受する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	63,586円	76,303円
	サブアリーナ	入場料その他これに類する金銭を収受しない場合	※入場料その他これに類する金銭を収受する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	2,869円	3,442円		サブアリーナ	入場料その他これに類する金銭を収受しない場合	※入場料その他これに類する金銭を収受する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	2,869円	3,442円
				一般	1,434円	1,720円					一般	1,434円	1,720円
				小・中・高校生	5,738円	6,885円					小・中・高校生	5,738円	6,885円
				※アマチュアスポーツ以外に利用する場合	8,607円	10,328円					※アマチュアスポーツ以外に利用する場合	8,607円	10,328円
				アマチュアスポーツ以外に利用する場合	28,691円	34,430円					アマチュアスポーツ以外に利用する場合	28,691円	34,430円
		第1 武道場		一般	666円	798円			第1 武道場		一般	666円	798円
				小・中・高校生	333円	399円					小・中・高校生	333円	399円
		第2 武道場		一般	666円	798円			第2 武道場		一般	666円	798円
				小・中・高校生	333円	399円					小・中・高校生	333円	399円
		弓道場		一般	1,695円	2,035円			弓道場		一般	1,695円	2,035円
				小・中・高	847円	1,016円					小・中・高	847円	1,016円

改正後					改正前						
			校生				校生				
	大会議室		一般	458円	550円		大会議室		一般	458円	550円
			小・中・高校生	229円	275円				小・中・高校生	229円	275円
	小会議室		一般	50円	61円		小会議室		一般	50円	61円
			小・中・高校生	25円	30円				小・中・高校生	25円	30円
			区分	利用料（1時間あたり）					区分	利用料（1時間あたり）	
個人 利用	メインアリーナ		一般	254円		個人 利用	メインアリーナ		一般	254円	
			小・中・高校生	127円					小・中・高校生	127円	
	サブアリーナ		一般	254円			サブアリーナ		一般	254円	
			小・中・高校生	127円					小・中・高校生	127円	
	トレーニング室		一般	305円			トレーニング室		一般	305円	
			高校生	152円					高校生	152円	
	第1 武道場		一般	254円			第1 武道場		一般	254円	
			小・中・高校生	127円					小・中・高校生	127円	
	第2 武道場		一般	254円			第2 武道場		一般	254円	
			小・中・高	127円					小・中・高	127円	

改正後				改正前					
		ランニングコース	校生			ランニングコース	校生		
			一般	254円			一般	254円	
		弓道場	小・中・高校生	127円		弓道場	小・中・高校生	127円	
			一般	254円			一般	254円	
		区分	利用料（1時間あたり）				区分	利用料（1時間あたり）	
冷暖房設備	メインアリーナ		全面	3,410円		メインアリーナ	全面	3,410円	
			1/2面	1,705円			1/2面	1,705円	
	サブアリーナ		全面	1,256円		サブアリーナ	全面	1,256円	
			1/2面	628円			1/2面	628円	
	第1武道場		全室	204円		第1武道場		全室	204円
	第2武道場		全室	204円		第2武道場		全室	204円
照明設備	メインアリーナ		全灯の場合	1,148円		メインアリーナ	全灯の場合	1,148円	
			サブアリーナ	521円			サブアリーナ	521円	

備考

- 1 メインアリーナは2分の1及び3分の1に、サブアリーナ及び大会議室は2分の1に区切って専用利用できるものとし、その利用料は、当該専用利用する割合に応じて算定した額とする。
- 2 休日において、※印の欄に規定する場合の利用料は、この表に定め

備考

- 1 メインアリーナは2分の1及び3分の1に、サブアリーナ及び大会議室は2分の1に区切って専用利用できるものとし、その利用料は、当該専用利用する割合に応じて算定した額とする。
- 2 休日において、※印の欄に規定する場合の利用料は、この表に定め

改正後

改正前

る利用料に100分の120を乗じて得た額とする。

る利用料に100分の120を乗じて得た額とする。

3 第1 武道場、第2 武道場、弓道場、大会議室及び小会議室を業として利用する場合は、この表により算出した利用料に100分の300を乗じて得た額とする。

3 第1 武道場、第2 武道場、弓道場、大会議室及び小会議室を業として利用する場合は、この表により算出した利用料に100分の300を乗じて得た額とする。

4 流山市民以外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）及び市内の各種団体以外の団体が使用する場合は、この表及び前項までの規定により算出した利用料に100分の200を乗じて得た額とする。

4 流山市民以外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）及び市内の各種団体以外の団体が使用する場合は、この表及び前項までの規定により算出した利用料に100分の200を乗じて得た額とする。

5 施設（別表第1の2 屋内施設の表に定める有料公園施設をいう。以下この項において同じ。）の利用は、施設の範囲を区切る等の措置によりその一部を利用することができるものとし、この場合（第1項に規定する場合を除く。）の利用料は、その該当する施設の利用料の範囲内において、利用する部分に応じた面積及び利用形態により、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

5 施設（別表第1の2 屋内施設の表に定める有料公園施設をいう。以下この項において同じ。）の利用は、施設の範囲を区切る等の措置によりその一部を利用することができるものとし、この場合（第1項に規定する場合を除く。）の利用料は、その該当する施設の利用料の範囲内において、利用する部分に応じた面積及び利用形態により、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

6 使用時間を超えて利用する場合の利用料は、この表及び前項までの規定により算出した利用料を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

6 使用時間を超えて利用する場合の利用料は、この表及び前項までの規定により算出した利用料を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

7 小・中・高校生（高校生を除く。）のトレーニング室の利用は許可しないものとする。

7 小・中・高校生（高校生を除く。）のトレーニング室の利用は許可しないものとする。

8 小・中・高校生及び一般とは、それぞれ2 屋外施設利用料の表の備考第1項及び第2項に規定する者をいう。

8 小・中・高校生及び一般とは、それぞれ1 屋外施設利用料の表の備考第1項及び第2項に規定する者をいう。

4 附属設備利用料

3 附属設備利用料

附属設備名	単位	区分	利用料金
電光掲示板	1 式	1 回	550円
ポータブルステージ	1 台	1 回	110円
プロジェクター	1 台	1 回	220円
スクリーン	1 台	1 回	110円
マイクロフォン	1 本	1 回	110円
温水シャワー	1 台	1 回10分	110円

附属設備名	単位	区分	利用料金
電光掲示板	1 式	1 回	550円
ポータブルステージ	1 台	1 回	110円
プロジェクター	1 台	1 回	220円
スクリーン	1 台	1 回	110円
マイクロフォン	1 本	1 回	110円
温水シャワー	1 台	1 回10分	110円

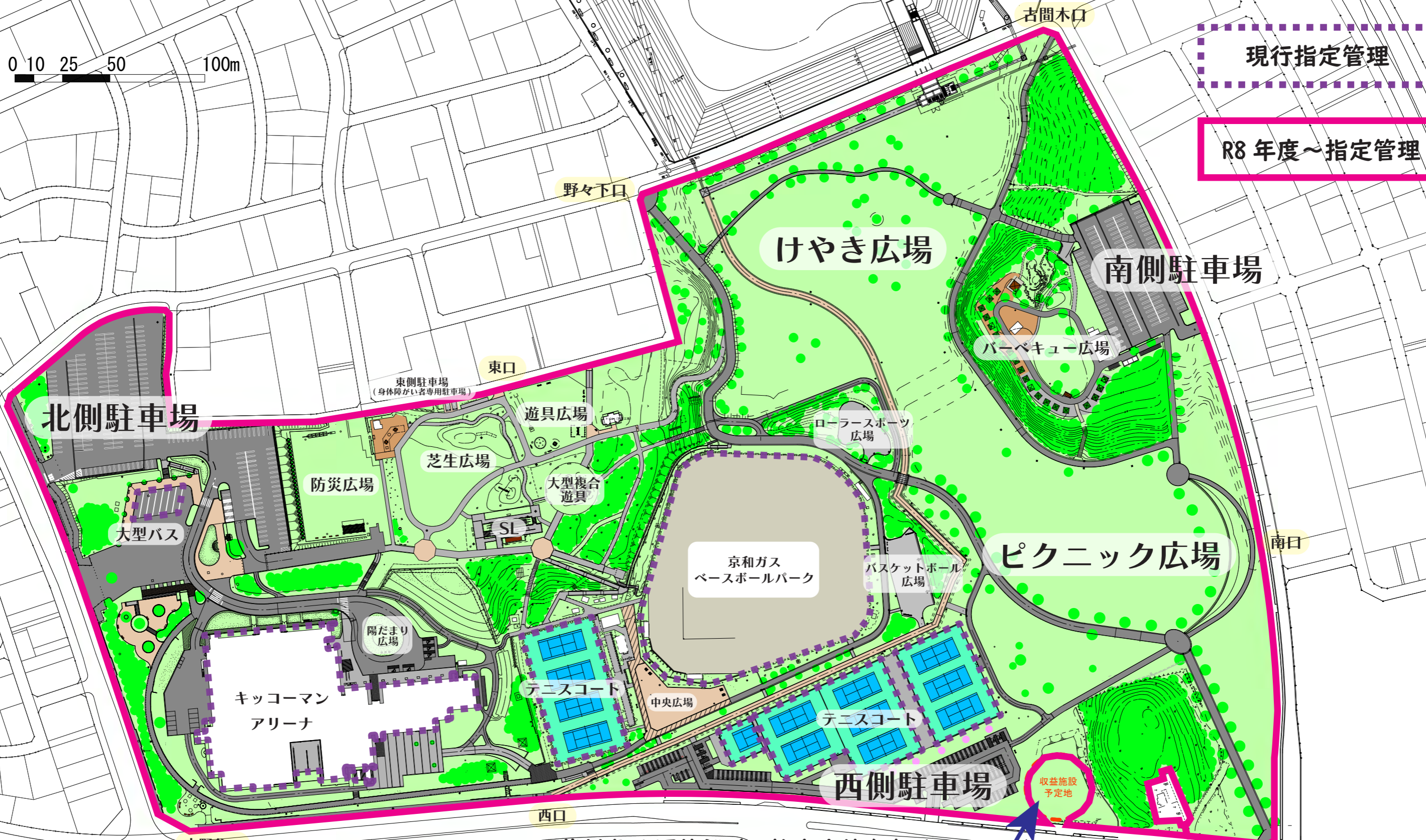
改正後	改正前
<p>備考</p> <p>1 利用料の区分において、その利用時間が示されていないものにおける1回の時間は、利用の許可を受けた時間とする。</p> <p>2 利用料については、この表に定めるもののほか、3 屋内施設利用料の表の備考第4項及び第6項の規定を準用する。</p>	<p>備考</p> <p>1 利用料の区分において、その利用時間が示されていないものにおける1回の時間は、利用の許可を受けた時間とする。</p> <p>2 利用料については、この表に定めるもののほか、2 屋内施設利用料の表の備考第4項及び第6項の規定を準用する。</p>

流山市総合運動公園 全体計画平面図 S=1:2000 (A3)

0 10 25 50 100m

現行指定管理

R8年度～指定管理



公募対象公園施設(=飲食店等)部分のみ
指定管理範囲外

(都市公園法設置管理許可)